

# XI 林業の部

## 解説

この部には、林家及び保有山林面積、林業経営体、林野面積及び資源、需給、人口造林面積、林産物、木質バイオマス、林道、林業経営に関する統計を収録した。

各統計の概要は、次のとおりである。

### 1 林家及び保有山林面積

農林水産省統計部の「農林業センサス」を収録した。

#### (1) 林家

保有山林面積が1 ha以上の世帯をいう。

#### (2) 保有山林

自らが林業経営に利用できる（している）山林をいう。

保有山林＝所有山林－貸付山林＋借入山林

##### a 所有山林

実際に所有している山林をいう。

なお、登記は済んでいないものの、実際に相続している山林や購入した山林を含む。

また、共有林などのうち、割り替えされない割地（半永久的に利用できる区域）があれば、それも含めている。

##### b 貸付山林

所有山林のうち、山林として使用するため他者が地上権の設定をした山林、他者に貸し付けている土地又は分収（土地所有者と造林者が異なり、両方で収益を分配するもの）させている山林をいう。

##### c 借入山林

単独で山林として使用するため地上権を設定した他人の山林、他者から借りている山林又は分収している山林をいう。

また、共有林などのうち、割り替えされる割地があれば、それも含めている。

### 2 林業経営体

次のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

a 保有山林の面積が3 ha以上の規模の林業

b 委託を受けて行う育林若しくは素材生産又

は立木を購入して行う素材生産の事業

### 3 林野面積及び資源

農林水産省統計部の「農林業センサス」を収録した。

#### (1) 林野面積

現況森林面積と森林以外の草生地を合わせたものをいい、不動産登記規則第99条に規定する地目では山林と原野を合わせた面積に相当する。

#### (2) 現況森林面積

地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画樹立時の森林計画を基準とし、計画樹立時以降の森林の移動面積を加減し、これに森林計画以外の森林面積を加えた面積をいう。

#### (3) 保安林面積

林野庁の資料を収録した。

森林法に基づいて、水源の涵養、災害の防備等の公益的機能の発揮が必要な森林を、農林水産大臣又は都道府県知事が指定した保安林の面積である。

#### (4) 森林資源

林野庁の資料を収録した。

立木地とは、無立木地（伐採跡地・未立木地）以外の森林のうち、立木の樹冠の占有面積歩合が0.3以上の林分をいう。

人工林とは、植栽又は人工下種により生立した林分で、植栽樹種又は人工下種の対象樹種の割合が50%以上を占めるものをいう。

天然林とは、立木地のうち、人工林以外の森林をいう。

### 4 需給

林野庁の「木材需給表」を収録した。

これは、木材需給の状況を明らかにするために取りまとめたものである。

### 5 人工造林面積

林野庁の資料を収録した。

## 6 林産物

### (1) 素材生産量及び素材需給量

農林水産省統計部の「木材統計調査」を収録した。

### (2) 特用林産物生産量

農林水産省統計部の「特用林産物生産統計調査」を収録した。

特用林産物とは、山林から生産される産物のうち、木材以外のきのこ類、木炭、竹などの産物をいう。

なお、「くるみ」については、平成22年から調査項目として廃止されたが、農林水産省農産局の「特産果樹生産動態等調査」結果を用いて「Ⅶ 農作物の部」において収録した。

なお、平成20年度からは5年に1度の周期年調査として実施している。

## 7 木質バイオマス

農林水産省統計部の「木質バイオマスエネルギー利用動向調査」を収録した。

これは、木質バイオマスエネルギーを利用した発電施設等における木材利用の推進、木材の安定供給、地域振興など森林・林業施策の推進に資するために実施したものである。

### (1) 木質バイオマスエネルギー

木材チップ、木質ペレット、薪、木粉（おが粉）等の木質バイオマスの燃焼によって発生するエネルギーをいう。

### (2) 蒸気タービン方式

直接木材を燃焼させ、発生した蒸気を羽根車に吹きつけて、その回転軸を回転させて発電する方式をいう。

### (3) オーガニック・ランキン・サイクル方式

水蒸気の代わりに高分子有機媒体を蒸発させてタービンを回し発電する方式をいう。

## 8 林道

林野庁の資料を収録した。

## 9 林業経営

農林水産省統計部の「林業経営統計調査」を収録した。

これは、育林、素材生産の施業等を行っている林業経営体の経営収支等の経営実態を明らかにするために実施したものである。